

流山市下水道事業経営戦略【令和6年度改定版】（案）

に係るパブリックコメント手続 実施要領

1. 件名

流山市下水道事業経営戦略改定【令和6年度改定版】（案）についての意見等の募集

2. 目的

この要領は、流山市下水道事業経営戦略を改定するに当たり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広くその案を公表し、市民等に意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、計画策定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市の考え方を公表するためのものです。

3. 趣旨

近年の諸経費の上昇等（動力費の高騰、流域下水道維持管理負担金の値上げ、企業債利息の上昇など）により、経営が圧迫されていること、また能登半島地震などに代表される大規模地震の頻発を受け、下水道施設の耐震化を進めることが急務であることから、下水道事業の経営の健全性を保つため、経営の現状把握、分析及び将来予測を行い、合理的な投資及び経営を実行しようとするために経営戦略を改定するものです。

4. 計画（案）

流山市下水道事業経営戦略【令和6年度改定版】（案）

5. 計画（案）等の公表方法

（1）閲覧場所

ア 経營業務課（流山市上下水道局2階）

イ 情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）

ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター1階

（2）流山市ホームページ

6. 意見等を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 流山市に下水道使用料を支払っている者

7. 意見等の募集期間

令和6年11月21日（木）～令和6年12月20日（金）【必着】

8. 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式（任意様式も可）に住所、氏名を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メール、書面を持参、ちば電子申請サービスのいずれかの方法で提出して下さい。

9. その他

- (1) 意見等に対する市の考え方については、経營業務課（上下水道局2階）、情報公開コーナー（市役所第1庁舎2階）及び流山市ホームページで公表します。なお、提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。
- (2) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメント手続の意見等としては取り扱えません。
- (3) ご記入頂く個人情報（氏名、住所等）は、ご意見を確認する目的のみに使用させていただきます。
- (4) 意見募集結果の公表の際には、ご意見以外の個人情報は公表いたしません。

10. 問い合わせ及び提出先

〒270-0128 流山市おおたかの森西一丁目19番地

流山市上下水道局 経營業務課

TEL 04-7159-5370

FAX 04-7159-9604

電子メール suido@city.nagareyama.chiba.jp